

労働派遣法に基づくマージン率等の情報提供

労働者派遣法第23条第5項の規定に基づき、弊社の労働派遣の実績、派遣労働者数、派遣先数、派遣料金等の労働派遣事業の状況に関する情報を提供致します。

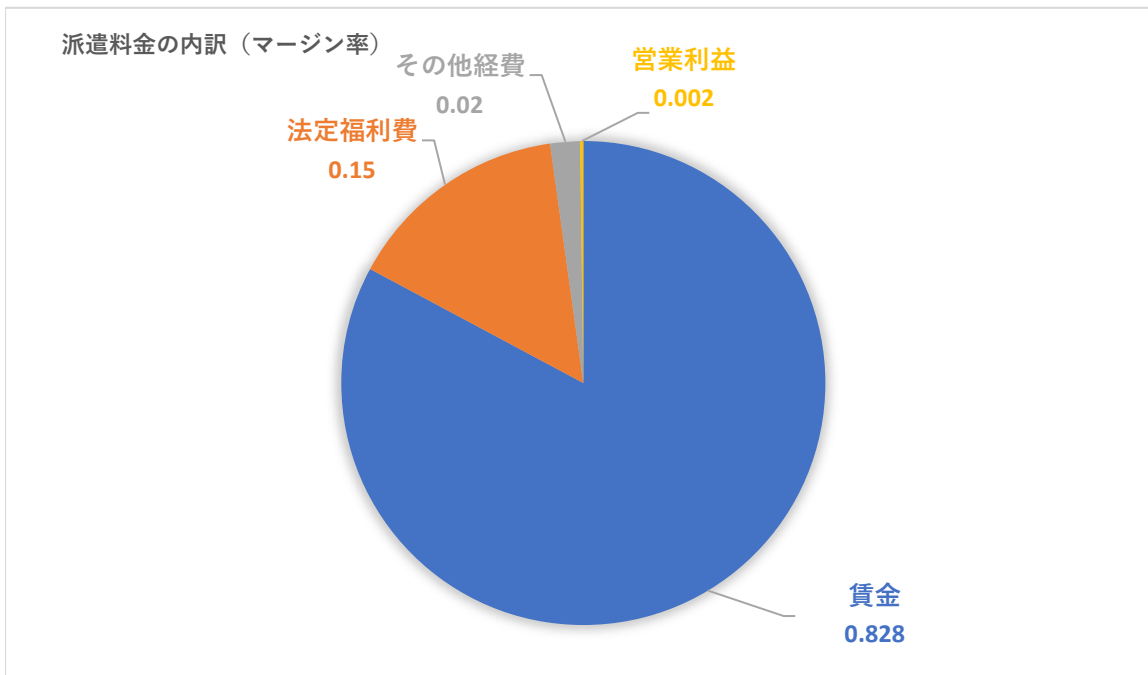
許可番号 派12-300869
事業所の名称 三鬼産業株式会社
事業所の所在地 千葉県市原市姉崎775-1

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

対象期間 2020/4/1～2021/3/31

派遣労働者数	46人 (6/1時点 44名)
派遣先の事業所数	3社
労働者派遣の賃金	¥16,718 (1日7.5時間当たりの平均)
派遣労働者の賃金	¥14,461 (1日7.5時間当たりの平均)
マージン率	13.50%

※マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額



【マージン率に含まれるもの】

雇用主として負担する社会保険料 (労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等)

派遣労働者の交通費、健康診断に充当した費用

派遣労働が取得する年次有給休暇、慶弔休暇に充当した費用

労働派遣者の資格取得や研修参加費に充当した費用

営業・管理採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費

通信費をはじめとする諸費用

営業利益

【教育訓練に関する事項】

入社時情報セキュリティ、職種別、など教育訓練を実施。

他、ビジネスマナー研修、OJTによる訓練、各種資格取得制度、フィードバック面談も実施。